

報 道 資 料

平成 29 年 9 月 21 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第 194 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 229 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 29 年 9 月 20 日
- ◎ 実 施 機 関：県土マネジメント部まちづくり推進局 建築課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：建築確認番号 H○○認建高土第○○号の確認申請書に係る以下の文書・土地所在図 地積測量図 ・敷地面積計算表 ・配置図 ・平面図 ・断面図 ・立面図
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：ア 平面図及び断面図の間取り
イ 建築基準法第 19 条第 3 項が規定する建築物の敷地には、雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないに該当する施設を記載した図書
 - 不 開 示 理 由：ア 条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
イ 上記建築確認申請に係る建築物については、提出の必要がなく、当該文書を取得していないため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 行政文書の不存在について

異議申立人は、「建築基準法第 19 条第 3 項が規定する建築物の敷地には、雨水を排出し、又は処理するための下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならないに該当する施設を記載した図書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

建築基準法に基づく建築確認は、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該建築物の建築計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等の確認を受けるものである。

異議申立人が開示を求める行政文書は、建築基準法第 19 条に係るものであり、同条は建築基準関係規定に該当するため、本件建築物の建築計画は、同条に適合している必要がある。

建築確認申請に係る添付図書及び図書に明示すべき事項については、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第 1 条の 3 表 1 において定められており、現行の同表においては、「下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路」が、明示すべき事項として規定されているが、本件建築物に係る建築確認申請当時の施行規則には、明示すべき事項として規定されていなかった。

一方、異議申立人は、建築基準法施行細則（以下「施行細則」という。）第 2 条第 2 項において、建築主事は必要と認める図書の提出を建築主に求める旨定められており、実施機関が同項に基づき異議申立人が開示を求める文書の提出を受けているはずであると主張している。

この点について実施機関は、施行細則第 2 条第 2 項の規定は、建築基準関係規定に係る適合性の確認に必要な場合に建築主事が建築主に対して図書の提出を求めることができることを定めたものであるが、当該建築計画については、本件建築確認申請に係る添付図書により、建築基準法第 19 条第 3 項に適合していることが確認されているため、本件建築確認において、建築主に本件異議申立てに係る文書の提出を求める必要はないと説明している。

そこで、建築確認における審査の範囲について実施機関に説明を求めたところ、建築確認申請において提出する図書は、施行規則により定められており、原則として、建築基準関係規定と申請書及び添付図書の記載事項を照合することにより、適合性を判断することをもって足りると解されているとのことであった。

そうすると、異議申立人が開示を求める文書は、本件建築確認申請において提出を要するものではないと認められる。

また、異議申立人は、自己が行った別の行政文書開示請求により開示された本件建築確認申請の添付図書である配置図について、本件開示請求に対応する行政文書として開示すべきではないかという趣旨の主

張をしている。

この点について実施機関は、当該配置図には、合併浄化槽、会所及び合併浄化槽を經由して敷地先道路側溝に放流すると記載された点描線の矢印（以下「合併浄化槽」という。）が記載されているが、合併浄化槽とは尿尿及び雑排水を処理する施設であり、当該施設は雨水を排出し、又は処理するための施設ではないことから、本件開示請求に対応する行政文書ではないと説明しており、異議申立人の主張は採用できない。

これらのことから、異議申立人が開示を求める文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、異議申立人が開示を求める文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成27年	9月25日		
② 決定	平成27年	10月7日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成27年	11月10日		
④ 諮問	平成27年	11月19日		
⑤ 経過	平成29年	3月17日	第205回審査会	審議
	平成29年	4月21日	第206回審査会	審議
	平成29年	7月20日	第209回審査会	審議
	平成29年	8月24日	第210回審査会	審議